○国土交通省告示第千八号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）附則第七条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第六条の規定に基づき、指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示を次のように定める。

平成二十三年十月五日　国土交通大臣　前田　武志

指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）において使用する用語の例による。

（指定原動機の型式）

第二条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）附則第七条の国土交通大臣が指定する型式は、別表の指定原動機の欄に掲げる型式（当該型式の原動機の能力その他の事情を考慮して、基準適合改造を行うことが困難であると認める場合を除く。）とする。

（指定原動機への放出基準の適用に係る起算日）

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第六条の国土交通大臣が告示で定める日は、別表の指定原動機の欄に掲げる型式ごとにそれぞれ同表の起算日の欄に掲げる日とする。

別表

指定原動機		起算日
名称	製造者	
S70MC（一シリンダ当たりの定格出力が2530キロワット以上2810キロワット以下であって、かつ、定格回転速度が毎分81回転以上91回転以下のものに限る。）	MAN B&W	平成22年10月7日
S70MC（一シリンダ当たりの定格出力が2250キロワット以上2530キロワット未満であって、かつ、定格回転速度が毎分81回転以上91回転以下のものに限る。）	MAN B&W	平成23年8月13日
RTA52	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA52U	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA58T	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA62	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA62U	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA72	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA72U	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA84C	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA84CU	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA84M	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA84T－B	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
RTA96C	Wärtsilä Switzerland Ltd.	平成23年2月6日
S50MC（一シリンダ当たりの定格出力が1160キロワット以上1430キロワット以下であって、かつ、定格回転速度が毎分114回転以上127回転以下のものに限る。）	MAN B&W	平成23年8月13日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一五号	東京都大田区南蒲田一丁目三六番一九地先から同区南蒲田一丁目三六番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月五日

○関東地方整備局告示第三百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号及び五十二号	甲斐市下今井字主水三六七二番一地先から同市下今井字主水三六九一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月五日

○中国地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県鹿足郡津和野町直地字国ケ原一一一四番一から同町直地字国ケ原一一九八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月五日